

資料4



空港運営のあり方に関する検討会

説明資料

平成23年2月25日

株式会社フジドリームエアラインズ
取締役副社長 内山拓郎

FDA1便あたりの着陸料・テナント料



(単位:千円)

	1便あたり	静岡-小松	静岡-熊本	静岡-鹿児島	静岡-福岡
①	変動費(直接運航費)	391	544	561	554
②	固定費	237	331	342	329
③	間接費	249	223	223	225
④	総コスト	878	1,098	1,126	1,108
⑤	着陸料 ※ (変動費)	44	43	42	43
	変動費に占める⑤の割合	11%	8%	7%	8%
	総コストに占める⑤の割合	5%	4%	4%	4%
⑥	テナント料 (空港事務所・カウンター・共用賃料) (固定費)	64	28	24	21
	固定費に占める⑥の割合	27%	8%	7%	6%
	総コストに占める⑥の割合	7%	3%	2%	2%

※発着空港それぞれで異なるので、平均して1便あたりの着陸料を算出

(単位:千円)

	1座席あたり	静岡-小松	静岡-熊本	静岡-鹿児島	静岡-福岡
①	変動費(直接運航費)	5	7	7	7
②	固定費	3	4	4	4
③	間接費	3	3	3	3
④	総コスト	11	14	14	14

※ 上記は2011年1月のデータより

ERJ170とB737の着陸料・テナント料の比較



＜前提条件＞

- ・静岡⇒福岡の運航を想定する
- ・着陸料は静岡⇒福岡を飛行したとして、国管理空港の福岡空港に着陸した場合を試算する
- ・福岡2種空港の着陸料減免は「6/10」
- ・テナント料は、静岡・福岡両空港で発生する費用を合算して便数・座席数で割り返した

機材		ERJ170	B737-800	1席あたりの コスト比較 ①-②
		①	②	
仕様	MTOW (t)	36	71	
	騒音値	89	91	
	座席数	76	177	
着陸料	1便	¥35,598	¥68,658	¥80
	1席	¥468	¥388	
テナント料 (空港事務所・カウンター・共用賃料)	1便	¥21,294	¥32,226	¥98
	1席	¥280	¥182	
【合計】	着陸料 + テナント料	1席	¥748	¥570
				¥178

座席数の少ないリージョナル機（ERJ170）の方がB737-800よりも

* 1座席あたりの 着陸料 は **80円高い**
 * 1座席あたりの テナント料 は **98円高い**

} 費用2項目だけで1座席**178円高い**

ふじのくに

静岡県公式ホームページ

ホーム > 富士山静岡空港資料室 > 富士山静岡空港 / 富士山静岡空港とは? > 富士山静岡空港 / 空港の運営

更新日: 平成23年1月25日

富士山静岡空港資料室

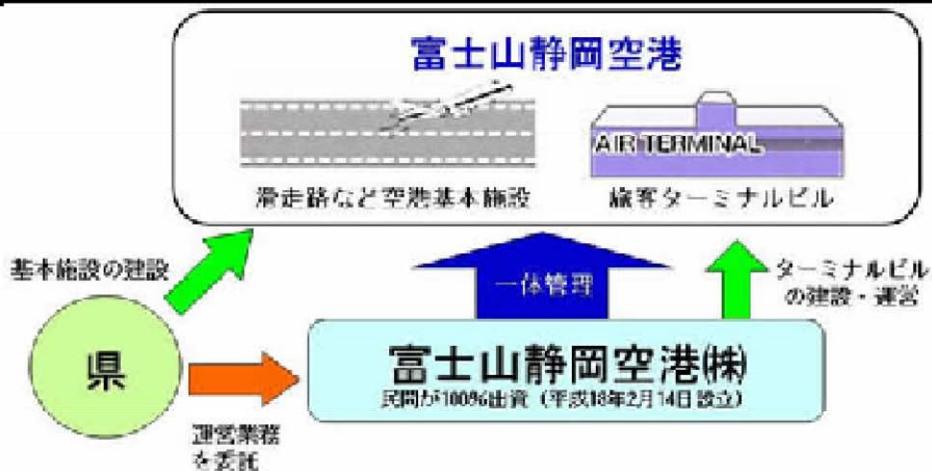


[富士山静岡空港とは?](#) | [空港の施設](#) | [空港の運営](#) | [人と自然にやさしい空港](#) | [空港と地域振興](#)

空港の運営

自治体と民間が協力して運営する全国初の地方空港に

滑走路などの基本施設の建設を静岡県が行い、建設後は、県が最終的な管理責任を負うことを前提に、可能な範囲内で管理業務を民間会社(富士山静岡空港株式会社)に委託しています。



会社の状況

富士山静岡空港株式会社は、ターミナルビルの賃貸、空港基本施設の管理などを主な業務とする会社で、静岡県内の企業10社の出資により、平成18年2月14日に設立されました。

地方空港としては初めての民間出資のみによる空港運営会社で、会社名は、空港の愛称である「富士山静岡空港」と同じ名称です。

(別紙3)

静岡空港の管理業務に係る県と指定管理者との業務区分概要

※○実施 ○管理監督 △支援等

業務区分	業務概要	根拠法令 ★①	業務分担	
			県	指定管理者
空港管理に 係る許可等	施設使用届出の受理	条例	○	△
	上記の届出をした者に対する必要な指示	条例	○	—
	運用時間の設定・変更	条例	○	—
	運用時間外における滑走路等の使用許可手続	条例	○	—
	重量制限超過航空機の滑走路等の使用許可手続	条例	○	△
	空港への入場制限措置	条例	○	—
	禁止行為の設定、掲示	法53条・条例	○	—
	爆発物、裸火等の使用・携帯・運搬許可手続ほか	条例	○	△
	土地等の使用許可手続	条例	○	△
	構内営業許可手続	条例	○	△
	条例に基づく許可に条件を付すこと	条例	○	—
	許可の取り消し、効力等の停止	条例	○	—
	条例で定める過料の賦課徴収	条例	○	—
	着陸料・停留料等の使用料の設定	条例	○	—
空 港 の 運 用	使用料徴収	法54条	○	—
	着陸料・停留料等の使用料の徴収	条例	○	○
	立入禁止区域の明確化・立入制限	規則92条(5)	○	—
制限区域内 立入管理	制限区域内立入許可手続(受付、許可証交付等)	条例	○	△
	制限区域内車両使用許可手続(受付、許可証交付等)	条例	○	△
	制限区域内車両運転許可手続(受付、許可証交付等)	条例	○	△
	制限区域内工事関係者に対する立入許可手続	条例	○	△
制限区域内 安全管理	滑走路等の安全点検作業(雪氷調査含む)	規則92条(2)	○	△
	天災発生時の供用停止・危険予防措置	規則92条(7)	○	△
	制限区域内で発生した事故の報告	—	○	△
	航行不能航空機の除去業務の調整	—	○	△
エプロン 運用・ 安全対策	スポットの管理(航空機の停留場所の指定等)	条例	○	△
	運航者等への注意喚起	—	○	△
	航空機の誘導	—	○	△
	エプロン等の安全対策の対応	—	○	△
鳥獣対策	環境調査、野生動物衝突防止計画の作成、連絡協議会の運営	—	○	—
	鳥獣防除	—	○	○
障害物管理	制限表面の監視、抵触物件等の除去要請・設置承認	法49条	○	—
	国に対する航空情報の発行依頼	(法99条)	○	—
	航空情報の収集・保管	—	○	△
その他空港 運用に係る 業務	関係規程等の作成、修正	規則92条等	○	—
	飛行場業務日誌等の作成・保管	規則92条(9)	○	△
	関係機関との連絡設備の整備	規則92条(8)	○	—
空港の 保安対策	空港の保安関係規定の作成・修正	規則92条等	○	—
	空港保安委員会の開催・運営、関係機関との連絡調整	規則92条(13)	○	—
	立入禁止柵、ゲート等設置・セキュリティ対策	—	○	—
	立入禁止柵、ゲート等の場周の巡回警備	—	○	○
空港の 消火救難対応	保安検査機器の設置指導等	規則92条(12)	○	—
	緊急時対応計画ほか関係規定の策定、関係機関との調整	—	○	—
	消火設備・救難設備の整備	規則92条(6)	○	—
	空港消防通常業務、空港消防緊急業務の実施	規則92条(6)	○	○
	地域消防機関・医療機関との協定の締結・連携調整	—	○	—
空港 土木施設 維持管理	空港内事業者による消火救難隊の編成	—	○	△
	消火薬剤等の購入・補充	—	○	—
	空港土木施設の点検作業(滑走路等の安全点検作業を除く)	規則92条(1)	○	○
	滑走路等の補修の必要性判断・工事施工管理・簡易補修の実施	規則92条(1)	○	—
飛行場 灯火等 等 管理	滑走路等の新設・改良の判断・工事施工管理	規則92条(1)	○	—
	空港土木施設の清掃、除草	規則92条(2)	○	○
	飛行場灯火等の運用	航空灯火の運用・監視 (航空灯台)飛行場灯台の点灯確認等	規則126条①⑪ 規則126条⑩	○ ○
	飛行場灯火等の点検作業(ライトチェックを除く)	規則126条②	○	○
	飛行場灯火等のライトチェック	規則126条②	○	△
	飛行場灯火等の簡易補修	—	○	—
	飛行場灯火等の補修の必要性判断・工事施工管理	規則126条(7)	○	—
	飛行場灯火等施設の新設・改良の判断・工事施工管理	規則126条(7)	○	—
	禁止行為の掲示	規則126条③	○	—
	航空灯火施設機能を損う場合の障害物件の除去	規則126条④	○	—
	運用停止の場合の国との連絡調整	規則126条⑤	○	—
	駐車場街路灯等の点検作業等	—	○	○
駐車場の管理	施設廃築、業務日誌の作成等	規則126条⑧	○	△
	灯火補用品の調達	規則126条⑨	○	—
	灯火補用品の保管・管理	規則126条⑨	○	○
	電源設備管理	受配電設備等の点検作業	(電気事業法)	○
その他	駐車場の整備、施設の補修の判断等	—	○	—
	交通整理業務・警備業務	—	○	○
	施設の清掃、除草(構内道路除く)、設備点検等	—	○	○

★①「法」とは航空法、「規則」とは航空法施行規則、「条例」とは「静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例」。

静岡空港の管理者

管理運営状況は合格点

外部委が評価「一層の努力を」

静岡空港の指定管理者「富士山静岡空港」が四・三五点で続いた。

最低点は「経費縮減

への取り組み」で二・

三点。ほかにも「利用

者の利便性に対する取

り組み」(三・八点)

や「駐車場管理業務」

(二・九点)など四項

を各五点満点で採点し、合計点は六四・七点。八十点満点の七割

となる五十六点に設定した県の合格ラインを上回った。

委員会は非公開で行われ、静岡空港に定期便を就航する全日本空輸の稻岡研士執行役員やフジドリームエアラインズ(FDA)の内山拓郎副社長、国土交通省の谷口博昭顧問委員九人が参加した。

項目別に見ると、最高点は「(着陸料徴収など)空港運用に係る支援業務」で四・四点。「空港警備業務

目が二点台」とひまつた。とから早急に対処した」と答えた。

委員会後の講評で、

委員は富士山静岡空港の吉岡徹郎社長に

「民間なりではの創意工夫など、なお一層の

努力が必要」と注文。

吉岡社長は「もある」

(佐野周平)

県は静岡空港の指定管理業務を開港時(〇九年六月)から一四年三月末まで同社に委託している。

外部委が「合格」評価

静岡空港管理 経費縮減の注文も

静岡空港の旅客ターミナルビルなどを指定管理者として管理運営する

「富士山静岡空港会社」（吉岡徹郎社長）の業務について、外部有識者が評価する初の委員会が3日、県庁で行われた。評価は80点満点中64・7点で、県が合格ラインとし

た7割（56点）を上回った。委員会は「安全・安心を最

優先に管理運営し、開港初年度の特別な状況下でも航空機運航の支障はなかつた。指定管理者として所期の目的をおおむね達成できた」とし

た。委員からば、「民間なりではの創意工夫の發揮度合い」が1・4となるなど、一部で自

己評価の甘さが指摘され

た。

委員は国内線のオープ

ンスポット使用時、客の動線が「老年客や子供連れに優しくない」とし

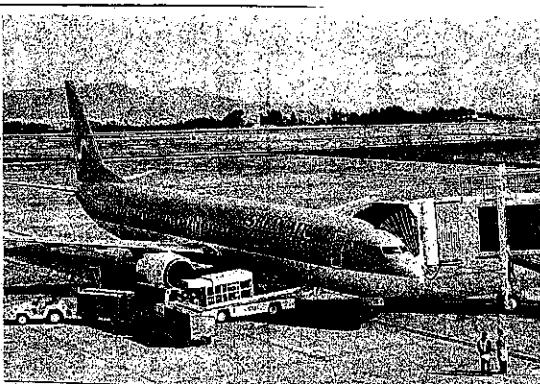
連れに改善を要望。同じカウント上で県が観光案内、

県は外部評価の結果を次の指定の判断材料にする。

吉岡社長は「指摘された点は県と相談し、できるものから取り組みたい」と述べた。

県は5年契約で同社を指定管理者とし、施設管理、運用支援、給油施設管理を委託している。

乗り継ぎ客取り込みに活路



静岡空港に駐機する大韓航空機。県はソウル・仁川空港を経由して各地へ向かう経由便の利便性をアピールする

利用者が伸び悩む静岡空港の活性化に向け、県が乗り継ぎ客の取り込みを図っている。今月中旬には札幌から静岡空港経由で沖縄へ行く搭乗者に、静岡名産の弁当をプレゼントするキャンペーントを開始。さらに、静岡からソウル経由で各国への旅行客のために航空会社作成の「乗り継ぎガイド」を配布するなど、「広い無料駐車場を持つコンパクトな空港」という利点を乗り継ぎ客にアピールする。

札幌・沖縄間は現在、直行の航空便ではなく、経由便を使うしかない。しかし、敷地が広く便数も多い羽田空港や名古屋国際空港では乗り継ぎに時間がかかる

静岡空港「コンパクトさ」強調

静岡空港の1月搭乗者数は約4万1千人で、前年同期から1割以上減少しており、利用者はじり貧だ。このため県では、「経由便」として静岡空港ならではの利用法を広くアピールし、搭乗率アップにつなげたいと考えた。

一方、初年度の空港運営を評価するための外部委員による会議が3日開かれ、指定管理者である「富士山静岡空港株式会

り、複雑な空港内で迷つ」ともある。ところが静岡空港なりの乗り継ぎ時間が短縮され、空港内で迷つこともほとんどない。

海外旅行客も、無料駐車場に車を置いて静岡空港からソウル

経由で各地を目指せば、東京や名古屋まで出向く必要がなくなる。

静岡空港の1月搭乗者数は約4万1千人で、前年同期から1割以上減少しており、利用者はじり貧だ。このため県では、「経由便」として静岡空港ならではの利用法を広くアピールし、搭乗率アップにつなげたいと考えた。

民間委託の大きな目的は経費削減であるにもかかわらず、具体的な取り組みと削減額が不明」との指摘も。県は「初年度としては合格ラインに達している」として、改善計画の提出などを要請しないが、「評価委員会がはじき出した点数は64・7点。合格ラインの56点は何とかクリアしたもので、「委員会での評価と自己評価とに差異がある」と酷評された。

一方、初年度の空港運営を評価するための外部委員による会議が3日開かれ、指定管理者である「富士山静岡空港株式会

社」の甘い自己評価に対する厳しい意見が多く出された。

空港運営にあたる同社の自己評価は、80点満点で76点と極めて高かった。ところが評価委員